

調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画関連事業シート

調布市健康づくりプラン関連事業							基本施策												今後（令和6年度以降）の実施計画	備考	優先順位
年代	事業No	担当課名	事業名	事業概要	対象者	開催頻度	1. 運動やスポーツを通じた健康づくり	2. 休養・こころの健康づくり	3. たばこ・アルコール対策の推進	4. 歯と口腔の健康づくりの推進	5. 主体的な健康管理の実践	6. 総合的ながん対策の推進	7. 望まない受動喫煙防止にむけた環境づくり	8. 生活習慣病予防と重症化予防対策の環境づくり	9. 市民・地域・企業関係機関などとの連携・協働による健康づくり	10. 食への意識や関心を高め、理解を深める	11. 健康的な食生活の実践	12. 食を通じた地域とのつながり			
乳幼児期	12	健康推進課	アレルギー相談	アレルギー疾患の正しい知識の普及、食事や生活の相談に対応する。対象市民に対して個別相談、スキンケア教室、食物アレルギー教室、講演会を実施。	個別相談：18歳以下のお子さんと保護者 スキンケア教室：3～6カ月の乳児とその保護者 食物アレルギー教室：4～8か月の乳児とその保護者	相談：随時 スキンケア・食物アレルギー教室：年6回													継続実施 スキンケア教室の対象を妊婦に拡大するなど実施方法を工夫していく。		
乳幼児期	22	子ども家庭支援センターすこやか	すこやか相談コーナー	子どもや保護者からのさまざまな相談に、福祉職、心理職、看護職の相談員が面接、電話、メールで応じる。	市民	休館日以外		○											引き続き事業を実施し、子どもや保護者の不安を解消するとともに、支援が必要な場合は各窓口につなぐ役割を果たす。		
乳幼児期	25	健康推進課	今から始める健康づくりシリーズ（幼児編・学童編）／ヘルスアップ教室	幼児編は、小学校へ向けての生活の準備と親の健康教育を実施。 学童編は、毎年テーマを変えて健康教育を実施。 ヘルスアップ教室は、生活習慣病を予防する知識を培うために実施。	幼児編：市内保育園・幼稚園の年長児とその保護者 学童編：市内学童クラブの利用者 ヘルスアップ教室：乳幼児健診や両親学級で保健センターに来所した方、または学童・保育園や幼稚園を利用されている保護者の方	幼児編：通年 学童編：夏休み期間 ヘルスアップ教室：通年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◆幼児編 コロナ流行状況に応じて教室型と書面開催のハイブリッド型での実施を継続予定。 ◆学童編 直接学童クラブに出向いて「いのち」「たばこ」「おくちの健康」のテーマをローテーションで実施する。 ◆ヘルスアップ教室 生活習慣病に関する知識の普及・啓発動画を作成し、市Youtube上で公開し、市民へ啓発をする。		
成人期	68	保険年金課	薬剤併用禁忌予防啓発事業（お薬手帳の利用促進）	併用禁忌・回避の処方・調剤による副作用の発現を予防するため、レセプトデータ分析により、併用禁忌・回避パターン発生状況を抽出し、医師会・薬剤師会と情報共有する。また、併用禁忌として抽出されたレセプトの対象者に個別支援を実施する。 市内の医療機関・薬局にお薬手帳啓発のポスターを掲示する。	【個別支援】 併用禁忌薬剤のレセプトがある国民健康保険に加入している方 【啓発】 全市民	10月～12月（抽出対象） 4月、10月（お薬手帳携帯強化月間）													・次期特定健診等実施計画及びデータヘルス計画（令和6年度から）に基づき、目標値を達成できるよう、現行計画による事業を継続して確実に実施していく。		

調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画関連事業シート

調布市健康づくりプラン関連事業							基本施策												今後（令和6年度以降）の実施計画	備考	優先順位	
年代	事業No	担当課名	事業名	事業概要	対象者	開催頻度	1. 運動やスポーツを通じた健康づくり	2. 休養・こころの健康づくり	3. たばこ・アルコール対策の推進	4. 歯と口腔の健康づくりの推進	5. 主体的な健康管理の実践	6. 総合的ながん対策の推進	7. 望まない受動喫煙防止にむけた環境づくり	8. 生活習慣病予防と重症化予防対策の環境づくり	9. 市民・地域・企業関係機関などとの連携・協働による健康づくり	10. 食への意識や関心を高め、理解を深める	11. 健康的な食生活の実践	12. 食を通じた地域とのつながり				
高齢期	90	高齢者支援室	認知症サポーター養成講座	認知症の方が地域で安心して暮らしていけるよう、認知症に対する正しい理解を幅広い年代に広める。	全年齢	通年														認知症サポーターになったあとの地域・施設等での活躍の場を広げていきます。既存の活躍の場のみならず、認知症サポーターが新たに活躍できる場や認知症当事者と共に活動できる場の新規開拓に取り組めます。そのために、認知症地域支援推進員との連携を更に強め、情報収集・発信を行います。		
代すべ そでの 他年	110	健康推進課	地域健康教育（出前講座）	市民団体や関係機関等の要請にもとづいて地域に出向いて実施。	市民	随時受付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事業の継続		
乳幼児期	148	健康推進課	子どもの予防接種	予防接種法に基づき、ロタウイルス、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、BCG、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、二種混合、ヒトパピローマウイルスの11種類、法定外予防接種として、麻しん風しん、おたふくかぜの2種類がある。該当年齢の間に医療機関でワクチン接種を受ける。	種類により異なるが、生後2か月～16歳	通年														事業の継続	HPVワクチンは女性のみ対象	
高齢期	149	健康推進課	大人の予防接種	予防接種法に基づき、インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌の2種類がある。該当年齢の間に医療機関でワクチン接種を受ける。	インフルエンザ:65歳以上、条件により60歳～64歳も接種可能 高齢者用肺炎球菌:65歳以上の5歳刻みの年齢、条件により60歳～64歳も接種可能	インフル：10月～2月 高齢者用肺炎球菌：通年														事業の継続 令和5年7月から、带状疱疹ワクチン接種費用の助成を50歳以上の方を対象に開始予定。助成回数は生涯に一度。		
成人期	176	健康推進課	もうすぐママパパ教室	妊娠前後の健康や子育てに関する健康教育・体験学習を行う。また、出産に向けての心と体の準備や出産後の赤ちゃんとのふれあい方、市の子育てサービス等についても学ぶ。	妊婦及びパートナー	2回コース・1回コース 各月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	継続		

調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画関連事業シート

調布市健康づくりプラン関連事業							基本施策												今後（令和6年度以降）の実施計画	備考	優先順位	
年代	事業No	担当課名	事業名	事業概要	対象者	開催頻度	1. 運動やスポーツを通じた健康づくり	2. 休養・こころの健康づくり	3. たばこ・アルコール対策の推進	4. 歯と口腔の健康づくりの推進	5. 主体的な健康管理の実践	6. 総合的ながん対策の推進	7. 望まない受動喫煙防止にむけた環境づくり	8. 生活習慣病予防と重症化予防対策の環境づくり	9. 市民・地域・企業関係機関などの連携・協働による健康づくり	10. 食への意識や関心を高め、理解を深める	11. 健康的な食生活の実践	12. 食を通じた地域とのつながり				
乳幼児期	1	健康推進課	ゆりかご調布	妊娠中から出産・子育ての情報を提供し、安心して出産を迎え、子育てができるよう、妊娠届出時と同時、または妊娠中に保健師等の専門職と面接し、出産・子育てに関する相談・情報提供を行う。	妊婦	随時	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	事業の継続		
乳幼児期	2	健康推進課	もうすぐママパパ教室（平日2回コース）	地域毎にグループを構成し、妊娠中から仲間づくりを支援するとともに、妊娠前後の健康や子育てに関する健康教育・体験学習を行う。また、出産に向けての心と体の準備や出産後の赤ちゃんとのふれあい方、子ども家庭支援センター見学、市の子育てサービス等についても学ぶ。	妊婦及びパートナー	月1回	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	令和5年度より3回コースを2回コースに変更 事業の継続	No2, 3を1つにまとめてNo176に統合	
乳幼児期	3	健康推進課	もうすぐママパパ教室（土曜日1回コース）	妊娠前後の健康や子育てに関する健康教育・体験学習を行う。また、出産に向けての心と体の準備や出産後の赤ちゃんとのふれあい方、市の子育てサービス等について学ぶ。	妊婦及びパートナー	月1回	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	事業の継続	No2, 3を1つにまとめてNo176に統合	
乳幼児期	5	子ども家庭課	乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成	乳幼児・義務教育就学児・高校生等にかかる医療保険の自己負担分を助成する。	市内に住所を有する医療保険に加入している0歳から18歳の3月31日までの児童を養育している保護者	随時				○	◎									令和5年4月1日から対象者及び助成内容の拡充を実施（高校生医療費助成の拡充、全年齢の所得制限・通院時一部負担金撤廃）により、家庭における子どもの医療費負担を軽減する。 新型コロナウイルス感染症対策の制限等緩和後は、医療助成費が増加する可能性がある。		
乳幼児期	6	健康推進課	こんにちは赤ちゃん訪問	助産師、保健師、看護師等が対象家庭を訪問し、各自の生活に沿った出産、育児を支援する事業。	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭	随時	○	○	○	○	◎		○	○	○	○	○	○	○	事業の継続		

調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画関連事業シート

調布市健康づくりプラン関連事業							基本施策												今後（令和6年度以降）の実施計画	備考	優先順位	
年代	事業No	担当課名	事業名	事業概要	対象者	開催頻度	1. 運動やスポーツを通じた健康づくり	2. 休養・こころの健康づくり	3. たばこ・アルコール対策の推進	4. 歯と口腔の健康づくりの推進	5. 主体的な健康管理の実践	6. 総合的ながん対策の推進	7. 望まない受動喫煙防止にむけた環境づくり	8. 生活習慣病予防と重症化予防対策の環境づくり	9. 市民・地域・企業関係機関などとの連携・協働による健康づくり	10. 食への意識や関心を高め、理解を深める	11. 健康的な食生活の実践	12. 食を通じた地域とのつながり				
乳幼児期	7	健康推進課	乳幼児健康診査（集団・個別・発達・経過観察）	各健診では成長発達の確認および疾患の早期発見。経過観察・発達健診では個別に成長発達について継続確認を実施。	3～4か月児健診：満3か月以上6か月未満の市民 6～7か月児健診：満6か月以上8か月未満の市民 9～10か月児健診：満9か月以上11か月未満の市民 1歳6か月児健診：満1歳6か月以上2歳未満の市民 3歳児健診：満3歳以上4歳未満の市民 発達健診・経過観察健診：一般健康診査、関係機関、保健師活動等で受診が必要と認められた乳幼児	集団・個別：通年 経過観察健診・発達健診：月1回	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	保護者が健診をきっかけに子どもの成長を確認し、必要な相談ができるよう検討を続ける。		
乳幼児期	8	健康推進課	ママのほんわかタイム /メッセージ	グループ活動を通じて母親が安心して育児できるよう支援する事業。	ママのほんわかタイム：1歳を前乳児とその母のうち、育児不安・困難感のある母 メッセージ：3～4か月児健診受診者全員	ママのほんわかタイム：月1回 メッセージ：通年		◎	○		○						○			これまで通り、実施を継続する。		
乳幼児期	9	子ども家庭支援センターすこやか	コロコロパンダ	体操や手遊び、子育て情報の交換を行う。離乳食や応急措置、夏の過ごし方などテーマについてグループワークを行うこともある。	1歳未満の親子	月9回	○	◎		○	○					○	○			引き続き事業を実施し、子育て中の保護者の身近な相談窓口となるよう努める。		
乳幼児期	11	健康推進課	7～9か月児のもぐもぐ離乳食講座	乳幼児の発達や子育てに関する考え方・知識を伝え、子どもと向きあう楽しさを学ぶ事業。	7～9か月の乳児とその保護者	月1回		○		○	○			○		◎	○	○		こあらクラスは、事業名を「7～9か月児のもぐもぐ離乳食講座」に変更して実施。対象月齢や内容は随時検討していく。		

調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画関連事業シート

調布市健康づくりプラン関連事業							基本施策												今後（令和6年度以降）の実施計画	備考	優先順位
年代	事業No	担当課名	事業名	事業概要	対象者	開催頻度	1. 運動やスポーツを通じた健康づくり	2. 休養・こころの健康づくり	3. たばこ・アルコール対策の推進	4. 歯と口腔の健康づくりの推進	5. 主体的な健康管理の実践	6. 総合的ながん対策の推進	7. 望まない受動喫煙防止にむけた環境づくり	8. 生活習慣病予防と重症化予防対策の環境づくり	9. 市民・地域・企業関係機関などとの連携・協働による健康づくり	10. 食への意識や関心を高め、理解を深める	11. 健康的な食生活の実践	12. 食を通じた地域とのつながり			
乳幼児期	13	健康推進課	子ども相談室	育児上の悩みや発達上の心配などをもつ保護者の不安軽減のために個別相談、グループ遊び、集団教育を実施。	就学前の乳幼児とその保護者	通年	○	◎	○		○						○	○	継続実施 コロナ感染対策の緩和に伴い、定員緩和や活動内容は順次見直しを行っていく。		
乳幼児期	14	子ども家庭支援センターすこやか	にこにこパンダすくすくパンダ	親子で遊べる場や仲間づくりの場の提供。	1歳以上未就園児の親子	月7回	○	○			◎								引き続き事業を実施し、子育て中の保護者の身近な相談窓口となるよう努める。		
乳幼児期	17	健康推進課	こども歯科相談室（各歯科教室）	対象月齢ごとに教室を分け、むし歯予防等お口の健康づくりについての健康教育、歯科健診、歯みがき練習を実施	1歳から就学前の6歳とその保護者	年間78回	○	○		◎	○			○	○	○	○	○	コロナ以前に行っていた内容の実施方法を検討する。また、利用しやすいような運営に努める。		
乳幼児期	18	子ども家庭支援センターすこやか	エンゼル大学	子育てや子どもに関する知識を得るため、身近なテーマから、ママのリフレッシュ等さまざまな講座を行っている。	市民	随時	○	○			◎				○	○	○		引き続き事業を実施し、子育てに関する知識向上を図る。		
乳幼児期	19	子ども家庭支援センターすこやか	ひろばのお医者さん・歯医者さん・栄養士さん	すこやかロビーで医師や栄養士がテーマに沿った内容の講話を行い、来場者からの質問に応え、健康に関する知識向上をはかる。	市民	随時	○	○		○	◎				○	○			引き続き事業を実施し、子育て中の保護者の健康に関する知識向上を図る。		
乳幼児期	21	子ども家庭支援センターすこやか	パパひろば	父親の育児参加を促すため、すこやか内でのイベントや制作・外出企画を実施。	父親や祖父と子	随時	○	◎			○							○	引き続き事業を実施し、父親や祖父の育児参加を推進する。		

調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画関連事業シート

調布市健康づくりプラン関連事業							基本施策												今後（令和6年度以降）の実施計画	備考	優先順位	
年代	事業No	担当課名	事業名	事業概要	対象者	開催頻度	1. 運動やスポーツを通じた健康づくり	2. 休養・こころの健康づくり	3. たばこ・アルコール対策の推進	4. 歯と口腔の健康づくりの推進	5. 主体的な健康管理の実践	6. 総合的ながん対策の推進	7. 望まない受動喫煙防止にむけた環境づくり	8. 生活習慣病予防と重症化予防対策の環境づくり	9. 市民・地域・企業関係機関などとの連携・協働による健康づくり	10. 食への意識や関心を高め、理解を深める	11. 健康的な食生活の実践	12. 食を通じた地域とのつながり				
学齢期	27	障害福祉課	あおぞらサッカースクール	利用者の障害特性に応じた受入れ体制を整備した市内事業者に対し、事業の運営経費の一部を補助することにより、障害児（者）が継続的に運動できる場を提供し、運動不足の解消と健康維持を図るもの	障害児・者	年13回	○												○	今後FC東京との連携を強め、事業拡充による利用希望者の受け入れ拡大を目指すことで支援を行う。	平成29年度まではスポーツ振興課所管で「ここにこサッカークリニック」を行っていた。当該事業は平成30年度から障害福祉課に移管され、「あおぞらサッカースクール」として事業を拡大して行うこととなった。事業移管後、学齢期のみならず、すべての年代・その他も受け入れている。	
学齢期	44	学務課	小児生活習慣病予防健康診断	自身の健康状態を知り、将来の生活習慣病予防のため、肥満度・血液検査・血圧測定を行う。	原則、小学4年生・中学1年生	随時（原則、9月末まで）													○	従来どおり、小学4年生及び中学1年生に対して、腹囲・肥満度測定の結果、基準値超の児童・生徒を対象に医療機関の受診を促す。また、令和5年度から、従来の対象者に追加して、学年を問わず定期健康診断（内科）の結果にて「肥満傾向」と判定された児童・生徒を対象に医療機関の受診を促す予定。		
学齢期	45	学務課	小児生活習慣病予防健康診断「健康相談」	健康診断の結果にもとづき、子どもたちの現在の健康状態を検査し、医療・運動・保健・栄養の各方面から、望ましい生活習慣について考える場を提供する。	健康診断の結果、「健康相談が必要」と判定された児童生徒	随時													○	従来どおり、医療機関を受診し、「保健指導が必要」と判定された児童・生徒のうち、希望者に対して、在籍校の養護教諭及び栄養士による保健指導（健康・栄養相談）を行う。運動指導については、実施方法を医師・養護教諭・栄養士と相談しながら検討していく。		
学齢期	50	健康推進課	中学生健康教育（性感染症・薬物）	希望する市立中学で性教育や薬物防止について授業を実施。	市内の中学生	不定期		○	○										○	R6年度から、がん教育についてアフレックと共に実施方法を調整する。対象：市内全中学校		

調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画関連事業シート

調布市健康づくりプラン関連事業							基本施策												今後（令和6年度以降）の実施計画	備考	優先順位			
年代	事業No	担当課名	事業名	事業概要	対象者	開催頻度	1. 運動やスポーツを通じた健康づくり	2. 休養・こころの健康づくり	3. たばこ・アルコール対策の推進	4. 歯と口腔の健康づくりの推進	5. 主体的な健康管理の実践	6. 総合的ながん対策の推進	7. 望まない受動喫煙防止にむけた環境づくり	8. 生活習慣病予防と重症化予防対策の環境づくり	9. 市民・地域・企業関係機関などとの連携・協働による健康づくり	10. 食への意識や関心を高め、理解を深める	11. 健康的な食生活の実践	12. 食を通じた地域とのつながり						
成人期	55	健康推進課	あなたの骨の健康度チェック	骨密度測定をきっかけに、生活習慣・食事・運動等を振り返る。	18～64歳の女性市民	年4回	○	○			○						◎		○			希望者が多いので、回数など含めて実施方法について検討していく。		
成人期	56	健康推進課	健康増進健診	特定健診を受ける機会のない市民に実施する健診。	市民のうち35歳と40歳以上の無保険者	通年	○	○	○		○		○	◎	○	○	○					これまで通り、実施を継続する。		
成人期	57	健康推進課	特例項目外健診	特定健診で実施しない検査項目を補完的に実施する健診。	ア：40～74歳調布市国民健康保険特定健診対象者 イ：40～74歳社会保険・国保組合等加入者 ウ：50～59歳健康増進健診対象者	ア：特定健診の受診時イ：10月～12月（申込制） ウ：健康増進健診受診時					◎				○	○						これまで通り、実施を継続する。		
成人期	58	健康推進課	肝炎ウイルス検診	B型及びC型肝炎ウイルスによる感染を早期に発見するための検診。	過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない40歳以上の方	通年					○	◎		○	○							これまで通り、実施を継続する。		





調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画関連事業シート

調布市健康づくりプラン関連事業							基本施策												今後（令和6年度以降）の実施計画	備考	優先順位		
年代	事業No	担当課名	事業名	事業概要	対象者	開催頻度	1. 運動やスポーツを通じた健康づくり	2. 休養・こころの健康づくり	3. たばこ・アルコール対策の推進	4. 歯と口腔の健康づくりの推進	5. 主体的な健康管理の実践	6. 総合的ながん対策の推進	7. 望まない受動喫煙防止にむけた環境づくり	8. 生活習慣病予防と重症化予防対策の環境づくり	9. 市民・地域・企業関係機関などとの連携・協働による健康づくり	10. 食への意識や関心を高め、理解を深める	11. 健康的な食生活の実践	12. 食を通じた地域とのつながり					
成人期・高齢期	62	健康推進課	健康づくり始める会	平成18年6月に発足。運動や食生活のテーマ毎の専門部会を中心に、健康づくりの「きっかけづくり」をめざした活動を市民が主体となって企画・運営している。	市民	通年	◎	○		○	○					○	○	○	○	○	これまで通り、活動支援を継続する。20周年に向けて検討・準備を進めていく。また、20周年を節目とした始める会のあり方等について、運営委員と協議していく。		
成人期	63	健康推進課	ゲートキーパー養成講習会	身近な人の自殺を示すサインに気づき、適切な相談へつなげられるよう、相談機関や方法を伝える事業。	市民，市内在勤者など	通年	○	◎	○		○					○					民生委員・児童民生委員の会議や健康教育，出前講座の場で講話を実施。市民ゲートキーパー養成研修の動画配信を継続。		
成人期	64	保険年金課	特定健診	生活習慣病及びその前段階であるメタボリックシンドローム <sup>*</sup> の早期発見のための健康診断。	国民健康保険に加入している40～74歳の方	5月～翌年2月（誕生日別に4か月の受診期間を設定）					○					◎			○		・次期特定健診等実施計画及びデータヘルス計画（令和6年度から）に基づき、目標値を達成できるよう、現行計画による事業を継続して確実に実施していく。	集団検診について、電子申請で申込の受付を行っている。	
成人期	65	保険年金課	特定保健指導	保健師や管理栄養士が、生活習慣改善を3か月間サポートし、メタボリックシンドローム <sup>*</sup> の改善及び生活習慣病の予防を図る。	特定健診の結果からメタボリックシンドロームのリスクがあると判定され、一定の基準を満たした国民健康保険に加入している方	通年（特定健診から約2か月後に案内を送付）					○					◎			○		・次期特定健診等実施計画及びデータヘルス計画（令和6年度から）に基づき、目標値を達成できるよう、現行計画による事業を継続して確実に実施していく。	ICTを活用し、リモートで面談を実施できるよう取組を行っている。	
成人期	66	保険年金課	糖尿病重症化予防事業	看護職がかりつけ医と連携し、生活習慣改善を6か月間サポートし、1年後にフォローを行う。併せて、歯周病の予防啓発を行う。	【糖尿病重症化予防】 特定健診の結果から人工透析への移行リスクが高いと判定され、市内医療機関に通院中の国民健康保険に加入している方 【歯周病予防啓発】 糖尿病治療中で1年間歯科受診が確認できない国民健康保険に加入している方	7月：対象者に通知，募集 9月～翌年2月：面接，指導					○					◎			○		・次期特定健診等実施計画及びデータヘルス計画（令和6年度から）に基づき、目標値を達成できるよう、現行計画による事業を継続して確実に実施していく。	ICTを活用し、リモートで面談を実施できるよう取組を行っている。	

調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画関連事業シート

調布市健康づくりプラン関連事業							基本施策												今後（令和6年度以降）の実施計画	備考	優先順位			
年代	事業No	担当課名	事業名	事業概要	対象者	開催頻度	1. 運動やスポーツを通じた健康づくり	2. 休養・こころの健康づくり	3. たばこ・アルコール対策の推進	4. 歯と口腔の健康づくりの推進	5. 主体的な健康管理の実践	6. 総合的ながん対策の推進	7. 望まない受動喫煙防止にむけた環境づくり	8. 生活習慣病予防と重症化予防対策の環境づくり	9. 市民・地域・企業関係機関などとの連携・協働による健康づくり	10. 食への意識や関心を高め、理解を深める	11. 健康的な食生活の実践	12. 食を通じた地域とのつながり						
成人期	67	保険年金課	受療勧奨通知事業	健診結果をグラフなどで見える化し、生活習慣病についての受療勧奨通知を送付。検査結果が著しく悪い方には、併せて看護職が電話勧奨を行う。また、慢性腎臓病（CKD）の疑いのある方に対しても受療勧奨通知を送付する。	特定健診の結果のうち生活習慣病に関する項目が「要医療」と判定され、受診が確認できない国民健康保険に加入している方	年2回（生活習慣病に関する対象者） 年4回（CKDの疑いがある）													○		・次期特定健診等実施計画及びデータヘルズ計画（令和6年度から）に基づき、目標値を達成できるよう、現行計画による事業を継続して確実に実施していく。			
成人期	71	西部公民館	健康講座	身体の声聞いて自分に合った方法で動き、呼吸を観察し、全体のバランスを整えることでリフレッシュし、健康増進につなげる。	市民	年1回	◎														○	コロナの状況をふまえつつ、市民の健康維持・増進につながる内容で、年1回実施予定。		
高齢期	81	高齢者支援室	介護予防講演会「今日からはじめる認知症予防」	保健師による介護予防の話や脳活性化エクササイズを実施。	65歳以上	年1回															◎	市民の求めているものに合致する講座であるため、次年度もハイブリッド方式で会場とオンラインで実施予定。		
高齢期	82	高齢者支援室	介護予防健診「おたっしゃ21」	生活習慣に関する問診と簡単な体の測定により、寝たきりや要介護状態になるおそれがあるかチェックする。	65歳以上	年2回															◎	引き続き年2回実施予定。	平成30年度より事業名称を「65歳からの健康づくり健診」に変更	
高齢期	83	高齢者支援室	介護予防普及啓発事業「高齢者健康エクササイズ」	保健師による介護予防の講義とFC東京のトレーナーによる運動。	65歳以上	年1回	◎														◎	現在は年に1度の開催であるが、実施回数を増やしていく予定。 また、ウォーキングフットボールなど体操以外の介護予防につながる運動も検討したい。		
高齢期	84	高齢者支援室	介護予防普及啓発教室「知って活かそう介護予防」	運動を中心とし、栄養・口腔※・認知症に関する介護予防の講話を行う教室。	65歳以上	年3回															◎	引き続き年3回実施予定。		
高齢期	85	高齢者支援室	介護予防フォローアップ事業「ステップアップ教室」	介護予防普及啓発教室の卒後者を対象とした、継続的な介護予防に向けた教室。	65歳以上	年3回															◎	引き続き年3回実施予定。		

調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画関連事業シート

調布市健康づくりプラン関連事業							基本施策												今後（令和6年度以降）の実施計画	備考	優先順位	
年代	事業No	担当課名	事業名	事業概要	対象者	開催頻度	1. 運動やスポーツを通じた健康づくり	2. 休養・こころの健康づくり	3. たばこ・アルコール対策の推進	4. 歯と口腔の健康づくりの推進	5. 主体的な健康管理の実践	6. 総合的ながん対策の推進	7. 望まない受動喫煙防止にむけた環境づくり	8. 生活習慣病予防と重症化予防対策の環境づくり	9. 市民・地域・企業関係機関などとの連携・協働による健康づくり	10. 食への意識や関心を高め、理解を深める	11. 健康的な食生活の実践	12. 食を通じた地域とのつながり				
高齢期	92	健康推進課	65・70歳の骨粗しょう症検診	骨密度を測定し、骨粗しょう症予防のための知識を習得し、生活習慣病改善の行動変容を促す。	65・70歳の女性市民	年4回	○	○	○		○									年間開催回数を4回で実施予定。 コロナ禍で個別化していた結果返却や栄養指導を集団に戻すことも検討。 超音波の検査にして、受講者数を増やしてはどうかとの意見あり（検討課題）。		
高齢期	95	東部公民館	シルバー講座	高齢期を健康で豊かに過ごすために、健康の実践につながる知識を学ぶ。	60歳以上	年1回募集（全○回）	○				◎									高齢者の健康づくりや生きがいづくりをテーマに座学を主体にした「シルバー講座」を継続的に実施していく。	シルバー講座は、毎年度事業計画に基づき実施している。シルバー講座の個別の事業名は毎年度変わるため、事業名称は、「シルバー講座」としていきたい。	
高齢期	96	西部・北部公民館	シニア健康講座	椅子に座りながらできる全身運動、椅子を使ってのストレッチ、寝た姿勢でできる筋力トレーニングを行い口コモ予防につなげる。	概ね60才以上の市民	年1回	◎				○									コロナの状況をふまえながら、高齢者の健康の維持・増進につながる内容で、年1回実施予定。		
すべての年代・その他	103	障害福祉課	地域生活支援拠点の整備 ・ちょうふだそう ・希望ヶ丘 ・調布市こころの健康支援センター ・ドルチェ 障害者地域生活・就労支援センター「ちょうふだそう」	障害者が地域で生活するときの各種相談窓口。 主に知的障害者が地域で生活するときの各種相談窓口。	障害者 主に知的障害者	随時		◎			○			○	○	○	○			今後関係機関との連携を強め、相談支援の質の向上を図りつつ、その人らしい自立した生活に向けた支援を行う。	日常生活全般に関する相談支援を行う事業であり、利用者からの相談内容に健康や食生活に関する内容が含まれることを想定。 NO103～No106をまとめて掲載	

調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画関連事業シート

調布市健康づくりプラン関連事業							基本施策												今後（令和6年度以降）の実施計画	備考	優先順位
年代	事業 No	担当課名	事業名	事業概要	対象者	開催頻度	1. 運動やスポーツを通じた健康づくり	2. 休養・こころの健康づくり	3. たばこ・アルコール対策の推進	4. 歯と口腔の健康づくりの推進	5. 主體的な健康管理の実践	6. 総合的ながん対策の推進	7. 望まない受動喫煙防止にむけた環境づくり	8. 生活習慣病予防と重症化予防対策の環境づくり	9. 市民・地域・企業関係機関などの連携・協働による健康づくり	10. 食への意識や関心を高め、理解を深める	11. 健康的な食生活の実践	12. 食を通じた地域とのつながり			
すべての年代・その他	104	障害福祉課	地域生活支援センター「希望ヶ丘」	主に精神障害者が地域で生活するときの各種相談窓口。	主に精神障害者	随時		⊖						⊖	⊖	⊖	⊖		今後関係機関との連携を強め、相談支援の質の向上を図りつつ、その人らしい自立した生活に向けた支援を行う。	日常生活全般に関する相談支援を行う事業であり、利用者からの相談内容に健康や食生活に関する内容が含まれることを想定。	
すべての年代・その他	105	障害福祉課	調布市こころの健康支援センター	主に精神障害者、発達障害のある方が地域で生活するときの各種相談窓口。	主に精神・発達障害者	随時		⊖						⊖	⊖	⊖	⊖		今後関係機関との連携を強め、相談支援の質の向上を図りつつ、その人らしい自立した生活に向けた支援を行う。精神保健福祉に関する講演会等を実施し、市民全体へのこころの健康の普及啓発を図る。	日常生活全般に関する相談支援を行う事業であり、利用者からの相談内容に健康や食生活に関する内容が含まれることを想定。	
すべての年代・その他	106	障害福祉課	障害者地域活動支援センター「ドルチェ」	主に身体障害者や高次脳機能障害のある方が地域で生活するときの各種相談窓口。	主に身体・高次脳機能障害者	随時		⊖						⊖	⊖	⊖	⊖		今後関係機関との連携を強め、相談支援の質の向上を図りつつ、その人らしい自立した生活に向けた支援を行う。	日常生活全般に関する相談支援を行う事業であり、利用者からの相談内容に健康や食生活に関する内容が含まれることを想定。	
すべての年代・その他	108	子ども家庭課	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等の保護者や児童にかかる医療保険の自己負担分を助成する。なお、保護者及び扶養義務者について所得制限あり。	支給要件に該当する18歳に達した年度末までの児童（児童に一定の障害がある場合は20歳到達前まで）、及びその父・母または養育者	随時				○	◎								引き続き、ひとり親家庭等の保護者や児童にかかる医療保険の自己負担分を助成する。なお、保護者及び扶養義務者について所得制限あり。新型コロナウイルス感染症対策の制限等緩和後は、医療助成費が増加する可能性がある。		
すべての年代・その他	111	健康推進課	地域健康相談	地域団体からの依頼により、保健師が出張して定期的に健康相談を実施。	市民	随時受付	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	要望がある団体に対応する。		

調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画関連事業シート

調布市健康づくりプラン関連事業							基本施策												今後（令和6年度以降）の実施計画	備考	優先順位
年代	事業No	担当課名	事業名	事業概要	対象者	開催頻度	1. 運動やスポーツを通じた健康づくり	2. 休養・こころの健康づくり	3. たばこ・アルコール対策の推進	4. 歯と口腔の健康づくりの推進	5. 主體的な健康管理の実践	6. 総合的ながん対策の推進	7. 望まない受動喫煙防止にむけた環境づくり	8. 生活習慣病予防と重症化予防対策の環境づくり	9. 市民・地域・企業関係機関などの連携・協働による健康づくり	10. 食への意識や関心を高め、理解を深める	11. 健康的な食生活の実践	12. 食を通じた地域とのつながり			
代す・べその他年	112	健康推進課	保健師相談（訪問・電話・面接）	市民の健康のために、保健師が行う個別の相談事業。	市民	随時受付	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事業の継続		
年すの代べその他	113	健康推進課	食事なんでも相談室（栄養相談）	食事に関係する個別相談事業。	市民	年18回	○	○	○	○				○		◎	○	○	年18回実施、定員は毎回6人の予定。		
すべその他年代・そ	114	健康推進課	自殺予防講演会	自殺と密接に関連するこころの健康や精神疾患についての正しい知識を普及啓発として講演会を実施。	市民	年1回	○	◎	○						○				年1回実施しこころの健康について周知・啓発を続ける。		
すべての他年代・そ	120	健康推進課	障害者歯科診療事業	一般の歯科医療機関では受診が困難な障害者の歯科診療を行うことで、歯科医師及び歯科衛生士における障害者歯科に関する知識の習得や技術の向上を図り、障害者の健康増進及び地域医療の充実を図る。	障害者	毎週木曜日、金曜日及び第2火曜日				◎	○						○		事業の継続		
成人期	121	健康推進課	ようこそ調布っ子サポート事業	妊娠期から出産・子育て期にかけて、身近な相談に応じる伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施。対象者へ、育児用品や子育て支援サービス等が専用サイトで利用できるギフトカードを支給。	全ての妊婦及び0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯	・妊婦面接・妊娠8カ月アンケート・赤ちゃん訪	○	○	○	○	◎			○	○	○	○	○	事業の継続		
成人期	122	健康推進課	産後ケア事業	出産後に育児不安のある産婦及び乳児に対し、心身のケア及び育児サポート等を行う事業を実施することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保し、子育て支援の充実を図ることを目的とする。	市内に住所のある、生後1歳未満の乳児とその母親 ※デイサービス型とショートステイ型は生後6か月未満	妊娠中から申請可											○	○	事業の継続		

調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画関連事業シート

調布市健康づくりプラン関連事業							基本施策												今後（令和6年度以降）の実施計画	備考	優先順位	
年代	事業No	担当課名	事業名	事業概要	対象者	開催頻度	1. 運動やスポーツを通じた健康づくり	2. 休養・こころの健康づくり	3. たばこ・アルコール対策の推進	4. 歯と口腔の健康づくりの推進	5. 主体的な健康管理の実践	6. 総合的ながん対策の推進	7. 望まない受動喫煙防止にむけた環境づくり	8. 生活習慣病予防と重症化予防対策の環境づくり	9. 市民・地域・企業関係機関などとの連携・協働による健康づくり	10. 食への意識や関心を高め、理解を深める	11. 健康的な食生活の実践	12. 食を通じた地域とのつながり				
成人期	123	健康推進課	ファーストバースデーサポート事業	1歳の子どもがいる家庭に対してアンケートを実施し、子育て支援にかかわる情報提供や子育てに関する相談を実施。アンケート回答者には育児パッケージを送付。	市内の1歳児のいる家庭	随時受付	○	○	○	○	◎									令和6年度よりギフト拡充予定。内容、実施方法は検討中。		
成人期	124	健康推進課	多胎児家庭支援事業	多胎児を養育する家庭に対して、移動経費補助や相談支援事業を通じて身体的・精神的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境を整える。	移動経費補助：市内に住所を有する3歳未満の多胎児を同一世帯で養育する世帯 市内に住所を有する生後2か月以上のふたご・みつごとその保護者、多胎妊娠中の妊婦	移動経費補助：随時 交流会：年5-6回	○	◎	○	○	○									事業継続		
乳期幼児	128	健康推進課	こども歯科相談室（食べ方相談）	お子さんの食べ方が心配な保護者を対象に、摂食嚥下専門医による個別相談を実施。	離乳食開始後から就学前のお子さんとその保護者	年6回		○		◎	○									事業継続		
学齢期	129	健康推進課	こども歯科相談室（歯科矯正相談）	お子さんのかみ合わせや歯並びについて歯科矯正専門医による個別相談を実施。	3歳から中学在学までのお子さんとその保護者	年6回		○		◎	○									令和4年3月より対象年齢を3歳からに下げて実施。このまま継続。		
学齢期	132	八雲台小学校	朝遊び	縄跳びを使っていろいろな動きを体験し、体を動かす心地よさを味わう。	全校生徒	週1回	◎				○									週に1回、8時25分～35分まで、校庭で学年ごとに行っている。今後も継続して行う予定。		
学齢期	133	八雲台小学校	歯科衛生士による刷牙指導	歯科衛生士によるはみがき指導。染色液を使って、自分で歯の汚れを発見し、工夫してきれいにするを目的に行う。	3年生	年4回				◎	◎									・学務課の指示に則って実施している。 ・感染症対策が講じながら、3年生で実施予定。	No140学務課「歯科刷牙指導」と同じため削除	
学齢期	134	第五中学校	保健委員会への救急救命講習	保健委員会の生徒に、救急救命講習を受けさせて認定証を発行。	前期・後期保健委員会	年2回					◎									普通救命講習を実施しているため、今後日常的な応急手当を学ぶ内容に移行していくか、今年度検討する。		
学齢期	137	第五中学校	熱中症対策講座	全校生徒対象に、熱中予防についての講義を1時間実施する	全校生徒	年1回（体育大会前）					◎									同様実施		

調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画関連事業シート

調布市健康づくりプラン関連事業							基本施策												今後（令和6年度以降）の実施計画	備考	優先順位
年代	事業No	担当課名	事業名	事業概要	対象者	開催頻度	1. 運動やスポーツを通じた健康づくり	2. 休養・こころの健康づくり	3. たばこ・アルコール対策の推進	4. 歯と口腔の健康づくりの推進	5. 主体的な健康管理の実践	6. 総合的ながん対策の推進	7. 望まない受動喫煙防止にむけた環境づくり	8. 生活習慣病予防と重症化予防対策の環境づくり	9. 市民・地域・企業関係機関などとの連携・協働による健康づくり	10. 食への意識や関心を高め、理解を深める	11. 健康的な食生活の実践	12. 食を通じた地域とのつながり			
学齢期	138	第五中学校	普通救命講習	消防庁の救命技能を習得させる	3年生	年1回					○								同様実施		
の代・その他 の代・すべて の代・すべて	145	健康推進課	調布市受動喫煙防止条例の周知啓発	令和元年7月1日に施行した調布市受動喫煙防止条例をより広く知ってもらうための活動を実施。	市民	通年			○	○	○	○							事業の継続		
の代・その他 の代・すべて	146	健康推進課	調布市受動喫煙ゼロの店登録事業	店舗屋内や敷地内禁煙を実施している市内飲食店を「調布市受動喫煙ゼロの店」として登録。	市内事業者	通年			○	○	○	○		○					事業の継続		
成人期	147	健康推進課	禁煙相談	医師による禁煙相談を実施。	禁煙希望者またはその家族	年2回程度			○	○	○	○	○	○					事業の継続		
高齢期	150	保険年金課	後期高齢者健診	生活習慣病等の早期発見・早期治療と重症化予防等を目的に実施する健康診断。	東京都後期高齢者医療制度被保険者	5月～翌年2月（誕生日別に4か月の受診期間を設定）					○			○					広域連合からの受託継続	広域連合からの受託事業。	
高齢期	151	保険年金課 健康推進課	後期高齢者歯科健診	申込み制健診の1つとして申込者に対し、口腔内検査の他、咀嚼能力、嚥下機能を検査する。「摂食・嚥下ガイドBOOK」を作成。	保険年金課：76～80歳の東京都後期高齢者医療制度被保険者 健康推進課：上記被保険者以外の76～80歳の市民	8月～9月：公募 12～3月中旬：受診			○	○				○				○	2課で連携して実施計画を検討する	広域連合からの補助金交付あり。	
高齢期	152	保険年金課 高齢者支援室 健康推進課	高齢者保健事業・介護予防一体的実施事業	個別的な健康状態の把握や受療勧奨、通いの場へのフレイル予防普及啓発・健康相談等	個別的支援：75歳以上の東京都後期高齢者医療制度被保険者 通いの場：上記対象者を含むグループの参加者	通年	○	○		○	○			○	○	○	○		広域連合からの受託継続 保険年金課、高齢者支援室、健康推進課、との連絡会において、高齢者の健康課題から適切な実施事業を検討する。	広域連合からの受託事業。	

調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画関連事業シート

調布市健康づくりプラン関連事業							基本施策												今後（令和6年度以降）の実施計画	備考	優先順位					
年代	事業No	担当課名	事業名	事業概要	対象者	開催頻度	1. 運動やスポーツを通じた健康づくり	2. 休養・こころの健康づくり	3. たばこ・アルコール対策の推進	4. 歯と口腔の健康づくりの推進	5. 主体的な健康管理の実践	6. 総合的ながん対策の推進	7. 望まない受動喫煙防止にむけた環境づくり	8. 生活習慣病予防と重症化予防対策の環境づくり	9. 市民・地域・企業関係機関などとの連携・協働による健康づくり	10. 食への意識や関心を高め、理解を深める	11. 健康的な食生活の実践	12. 食を通じた地域とのつながり								
成人期	154	健康推進課	がん予防健康教育	プレストアウェアネス：乳がんの早期発見を目的に自己触診法の説明と、日頃から自身の乳房に関心を持った生活を送ることの大切さを伝える。 肺がん予防健康教育：肺がん罹患するリスクの軽減を目的に、病気の特徴や肺がんになりやすくなるリスクや、日常生活の注意事項などを伝える。	プレストアウェアネス：胃がん検診（集団）に在所した女性 肺がん：肺がん検診に在所した方	プレストアウェアネス：5月～翌年2月（誕生日別に4か月の受診期間を設定） 肺がん予防健康教育：11月																	事業の継続			
高齢期	155	健康推進課	結核検診	結核を早期に発見するための検診	60歳以上	5月～翌年2月（誕生日別に4か月の受診期間を設定）																		事業の継続		
成人期	157	健康推進課	妊婦歯科健診	妊婦の歯科疾患の予防、早期治療への動機づけを目的とした歯科健診	妊娠届け出済みで、妊婦歯科健診受診日に調布市に住民票がある妊婦	通年																		事業の継続		
成人期	158	健康推進課	妊産婦健診	妊産婦の健康管理及び及び保健指導を行い、乳児の死亡率の低下や流産早産を防止し、心身に障害を持つ乳児の発生を予防するための健診	妊娠届け出済みで、妊婦健診受診日に調布市に住民票がある妊婦	通年																		事業の継続		
すべての年代・その他	163	健康推進課	味スタウォーキングコース	味の素株式会社が作成した味の素スタジアムを周回する味スタウォーキングコースの道中に設置されたチェックポイント5箇所に掲載する健康に役立つ情報を提供する。	味スタジアムウォーキングコース利用者	通年																		事業の継続		
代すべその他	174	健康推進課	（仮称）がん患者・家族等相談支援事業	がん患者やその家族の検査や治療、療養に対する不安を緩和し、検査や治療に向き合える、家族が介護ができるよう相談支援を行う。	市内に住所を有するがん患者とその家族	R6年度事業開始予定。随時																		がん患者やその家族の検査や治療、療養との相談窓口の開設予定（R6年度開始予定）		



調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画関連事業シート

調布市健康づくりプラン関連事業							基本施策												今後（令和6年度以降）の実施計画	備考	優先順位	
年代	事業No	担当課名	事業名	事業概要	対象者	開催頻度	1. 運動やスポーツを通じた健康づくり	2. 休養・こころの健康づくり	3. たばこ・アルコール対策の推進	4. 歯と口腔の健康づくりの推進	5. 主體的な健康管理の実践	6. 総合的ながん対策の推進	7. 望まない受動喫煙防止にむけた環境づくり	8. 生活習慣病予防と重症化予防対策の環境づくり	9. 市民・地域・企業関係機関などとの連携・協働による健康づくり	10. 食への意識や関心を高め、理解を深める	11. 健康的な食生活の実践	12. 食を通じた地域とのつながり				
成人期	175	健康推進課	健康増進健診受診者保健指導	保健師や管理栄養士が、生活習慣改善を3か月間サポートし、メタボリックシンドローム <sup>*</sup> の改善及び生活習慣病の予防を図る。	健康増進健診の結果からメタボリックシンドロームのリスクがあると判定され、一定の基準を満たした方。	通年（特定健診から約2か月後に案内を送付）			○									○		・第4次特定健康診査等実施の手引きに準じて実施する。		